

1. 件名：「美浜発電所、高浜発電所、大飯発電所原子炉施設保安規定変更認可申請（積算線量計の設備更新等）に関する事業者ヒアリング（1）」

2. 日時：令和2年12月15日 10時30分～11時30分

3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室（※一部TV会議システムによる出席）

4. 出席者：（※TV会議システムによる出席）

原子力規制庁

（新基準適合性審査チーム）

藤森安全管理調査官、塚部管理官補佐、櫻井安全審査官、宮本安全審査専門職

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子力安全部門 安全管理グループ マネジャー 他7名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書
- ・高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書
- ・大飯発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書
- ・美浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 審査資料
- ・高浜発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 審査資料
- ・大飯発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書 審査資料
- ・環境放射能用計測器（積算線量計測定装置）他の設備更新に係る美浜、高浜及び大飯発電所 原子炉施設保安規定変更認可申請の想定スケジュール

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	規制庁サクライでこれからヒアリング始め回って、関西電力さん、御説明お願いします。
0:00:13	関西電力原子力事業本部の羽生でそれをよろしくお願いします。
0:00:18	それでは関西電力の抵抗みたいな変更認可申請の中で御説明させていただきます。
0:00:24	案件名ですけれども、環境放射能用検索機積算線量計測定装置、他の設備更新に係る美浜高浜大飯発電所原子炉施設保安規定変更認可について認可申請について御説明させていただきます。
0:00:42	まずスケジュールなんですけれども、資料の3を使って御説明します。資料3をご覧ください。
0:00:52	はい。
0:00:56	資料3ですが、
0:00:59	本案件に係るへと想定スケジュールとなっております。
0:01:04	一番上の欄に保安規定の工程を記載しております。
0:01:09	中ほど、工事等の工程を記載しております。一番下の測定の運用の期間をいたしております。
0:01:17	今わりと概要となりますので一番上の方向けの工程だけ御説明させていただきます。
0:01:23	本規程は、12月4日、申請後、本日12月15日に行くためのヒアリングを実施しております。
0:01:31	その後の審査をいただきまして、認可の希望としては3月上旬を予定しておりますので、よろしく願いいたします。
0:01:40	はい。
0:01:41	本資料には先ほど申しました工事工程とお伝えしておりますが、後程詳細に御説明させていただきたいと思っておりますので、
0:01:50	はい、別途説明させていただきます。
0:01:58	はい。
0:02:01	それでは、本申請の概要について御説明させていただきます。
0:02:05	概要説明資料で御説明するんですけれども、全体を網羅的に記載しております大飯発電所の取材資料を使って御説明しますので、資料②-3。
0:02:17	をご覧ください。
0:02:23	資料②-3の通して15からとなります。
0:02:37	どうぞ。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:40	はい。関西電力原子力事業本部の金森です。それでは環境放射能よう継続積算線量計測定装置の設備工事に伴う変更、美浜高浜大飯についてご説明させていただきます。
0:02:58	通しページの 6 をご覧ください。
0:03:02	申請内容についてですが、申請理由、括弧 1、環境放射能用計測器の積算線量計測定装置の設備工事に伴う変更ということで、周辺監視区域境界付近の一つ吸収線量を測定している。
0:03:21	熱携行線量計の製造中止に伴いメンテナンス性向上等の観点から積算線量計に設備更新するため、関連する記載を変更するものです。
0:03:34	通し番号 A-13。
0:03:37	補足説明資料 3 をご覧ください。
0:03:46	熱携行線量計の製造中止に関する内容について補足します。
0:03:54	一番の概要ですけれども、
0:03:57	周辺監視、監視区域境界付近の空気吸収線量を打つ携行線量計により測定していますが、熱源熱携行線量計阻止
0:04:10	熱携行線量計読み取り装置及び熱携行線量計熱処理炉の製造中止に伴い装置構成部品の入手等のメーカーサポートが混乱となりつつありますので、
0:04:25	保守性向上の観点から積算線量計見識に設備更新するものです。
0:04:33	積算線量計電子式による吸収線量の測定につきましては、
0:04:38	福井県のほうも設備更新の準備を進めておりまして、福井県の設備更新とあわせて 2021 年度より変更する予定でございます。
0:04:50	OCページの 7 ページをご覧ください。
0:04:58	空気吸収線量測定網についてご説明します。
0:05:03	まず変更前の熱携行線量計による測定では
0:05:09	左上の写真の熱携行線量計組織、
0:05:14	これを右側にある写真にある収納ボックスに配布をします。
0:05:20	四半期ごとの積算線量を測定しますので、四半期ごとの測定値期間が終了しましたら、熱携行線量計措置を回収します。
0:05:31	これが図の位置に当たります。
0:05:35	買収した熱携行線量計措置は読み取り装置にて積算線量を測定します。
0:05:42	図のに当たります
0:05:46	読み取った積算線量データを
0:05:49	データ処理装置、パソコンに取り込みデータ処理情報処理帳票出力を行います。
0:05:57	図-3 に当たります。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:59	読みトリノ終わった熱携行線量計阻止は配布前に0リセットするため、熱携行線量計熱処理炉にいる炉で熱処理をします。
0:06:13	これが10-4に至ります。
0:06:17	次に右側のほうで、変更後の積算線量計による測定ですが、
0:06:22	積算線量計を収納ボックス内に設置します。
0:06:28	四半期ごとの所測定時期間が終了しましたら、
0:06:32	ハンディ自主管理データ収集ターミナルで現地にて赤外線通信によりデータを収集します。
0:06:42	これが角位置に当たります。
0:06:45	読み取った積算線量データをデータ処理装置へパソコンに取り込み、データ処理等拠出力を行います。図の2に当たります。このように電子線量計に変更することで、熱携行線量計措置の排風回収
0:07:04	並びにパイプ前の熱処理読み取りの過熱処理が不要となり、労力が省力化が図ることができます。
0:07:13	通しページ54億補足参考先方説明6参考資料をご覧ください。
0:07:23	3ポツで積算線量計電子と、
0:07:29	熱携行線量計の比較について説明いたします。
0:07:35	積算線量検出器につきましては、積算線量計は、シリコン半導体検出器となっております。ベイズ携行線量計の飽和値付け高線量計、そして、
0:07:50	特定洗浄につきましては、いずれも岩盤線とX線となります。
0:07:56	特定の海側につきましては、積算線量計のほう6kmエプロンボルトから6MeV。
0:08:05	熱携行線量計は30kmエプロンボルトから9MeVでなります。
0:08:12	測定表示範囲につきましては、積算線量計のほう0から990mSv。
0:08:19	熱源高線量計のほう0から200mSvです。
0:08:24	で、エネルギー特性につきましては、いずれもプラスマイナス30%以内となります。
0:08:30	方向特性ですが、積算線量計につきましては、±
0:08:37	熱携行線量計につきましては、±
0:08:41	15%です。
0:08:50	シーサイドにつきましては±ああいう積算線量計につきましては±10%
0:08:57	決携行線量計につきましては±5%となります。
0:09:02	繰り返し読み取りというのにつきましては、積算線量計では可能ですが、熱携行線量計ではばつとなります。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:13	次に、4 ポツで積算線量計電子式のとき取りというについてですが、起算点表敬
0:09:21	式はシリコン半導体検出器で直属することが可能であり、
0:09:27	現地で線量を確認することができます。
0:09:30	また、測定期間中のデータを時系列で確認できることから、
0:09:36	環境原価における線量水位の確認ができます。
0:09:41	これはパソコンでソ連と比べて確認することができます。
0:09:46	一方でつけ熱携行線量計は、現地での全量読み取りができず、
0:09:52	熱携行線量計阻止を一旦回収しまして、専用の読み取り装置で読み取ることで、線量を確認することはできます。
0:10:01	また、測定結果の情報は、指定機関における積算線量のみであり、時系列での線量水位の確認はできません。
0:10:11	その他としまして積算線量計電子式は電磁により連続 6 ヶ月以上の稼働が可能であり、
0:10:19	電池の交換頻度は半年に 1 隊の運用となります。
0:10:25	積算線量計電子式の温度依存性につきましては、周辺環境温度としてマイナス 10° から +50 度で使用可能な設計でございます。
0:10:36	参考としまして、
0:10:38	積算線量計電子式の採用実績と予定ということで、日本原電では 2014 年度より採用されており、
0:10:46	そういう意見につきましては、2021 年度、2021 年度よりは採用する予定でございます。
0:10:55	通しページの 56、補足参考資料の参考括弧参考 1 をご覧ください。
0:11:05	そこでは、変更前と変更後の第間隔について御説明します。
0:11:13	収納ボックス全体では 10 の北部の
0:11:17	形状がね付けを線量計では、縦 170mm、横 250 ミリを超える 250 右となっております。
0:11:27	積算線量計のほうで実施しましては、たとえ 310mm 横 260mm 奥行き 115 ミリとなっております。
0:11:37	これは積算線量計に計上積算線量計の形状に合わせたものとなっております。
0:11:45	また、前弧につきましては高熱線量計は 1.5m でしたが、積算線量計では 1m となります。
0:11:57	映像の方につきましては
0:12:01	別携行線量計とし、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:04	につきまして、長さが 60 見とけ住民のものでございます。電子線量計につきましては建て約 64 い横 60mmに奥行き 25mmの大きさとなっております。
0:12:18	PdP-9 の状態につきましては一番下の写真に示すような状態で
0:12:26	ていうのをされます。
0:12:29	次に通しページの
0:12:34	9 をご覧ください。
0:12:38	積算線量計の設置場所ですが、美浜発電所につきましては、ずっと次の
0:12:46	ほんとは閉めず赤丸のところの 5ヶ所となります。
0:12:52	通しページの 10 をご覧願います。
0:12:57	高浜発電所につきましては、ちょっと赤丸の清掃場所となります。
0:13:04	次に当時ページの 11 をご覧願います。
0:13:10	大飯発電所につきましては、赤丸印の箇所になります。
0:13:16	なおモニタリングステーション近傍にある測定場所につきましては、モニタリングステーションの設備更新にあわせまして、測定場所変貌します。
0:13:28	右側の図の変更後で示す赤丸の位置を示すところになります。
0:13:43	説明は人でございます。
0:13:49	とりあえず、では引き抜きまして、
0:13:53	モニタリングポストモニタリングスペースをモニタリングポイントの設備に変更しに伴う円筒悪口を言いにつきまして、関西電力大飯発電所の奥田のほうから説明させていただきます加工疾病し、6 ページをご覧ください。
0:14:10	変更内容を変更理由(2)のところの 1 モニタリングポストモニタリングステーション、モニターポイントの設備工事に伴う変更について採用しております大飯発電所のモニタリングポストモニタリングステーション及びおりたポイントの設備更新に伴いまして、
0:14:30	場所の設置場所の若干変更いたします。
0:14:35	この耐現行設備の近傍に移設することを基本としておりますが、一部、No.5、モニタリングポスト及びモニタリング成長につきましては、閉設置場所の作業性やアクセス性を考慮した場所に場所を吊つを
0:14:52	考えております。このため、今回 3000 する記載を検討したいと考えております。
0:14:59	パターン 1 吸収線量を測定している積算線量計を設置するポンベはポイントについても、現行のモニタリング聖書の近傍に設置されていますので、併せてモニタリングステーションの設備更新に
0:15:16	あわせて、場所の変更を行うということを理由としております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:22	それではモニタリングポストモニタリング聖書の設備更新の内容につきまして、通しページ 58 ページの補足説明資料にて説明を発生させていただきます。
0:15:37	概要 1 ポツ概要のところです。大飯発電所のモニタリングポスト及びモニタリングステーションにつきましては、現行新規制基準の安全審査を経て運用中でございます。
0:15:54	設備の経年劣化対応と。
0:15:58	そして、平成 24 年にこの設備は設定されておりましてえんぼ 18 年経過しております。またその測定器を収納している建物もコンクリート製でございまして、若干ひび割れ等が発生しているということで、
0:16:15	設備の保守性を考慮しまして、今回更新を計画したものです。
0:16:23	更新にあわせまして、作業性向上安全声明の観点から、一部のモニタリングポストについては若干指定 20 メーターから 50 メーターほど場所を移す動かそうということを計画しております。
0:16:42	人パツク大飯発電所のモニタリングポストの更新低角においてその移設に関しまして、
0:16:50	説明をさせていただきます。
0:16:53	このモニタリングポストの更新につきましては、動かす先につきましても、発電所を通知し、中心とした同方向の近辺としておりまして、設計を変更せず実施する計画でございます。
0:17:09	更新に当たりましては、この特定機器を収納している建物を今回取りかえますので、新しい建物を現行の建物の局舎と呼んでますが、この曲さの近傍に設置されてします。
0:17:27	ということで、現行の局舎と同じ場所を取れないということで、場所の移動が必要となりますが、放射線モニタリング指針や 546⑥にそれこそ誰をしたがいまして、発電所周辺の人口分布で地形等を考慮しまして、
0:17:44	周辺監視区域境界近傍に設定し、天候は今回しないという計画をしております。この
0:17:55	方向性につきましては別紙 1 ということで方針ページ 6、60 ページをご覧ください。
0:18:02	60 ページのほうに発電所通信とした 8 方向の方向を示しております。
0:18:11	現行のモニタリングポストモニタリングステーションというのが吹き出しで記載のしているところでございます。
0:18:21	公田書から A 薬品左側をメインに
0:18:28	ココインドで右側のほうに 1 ポイント存在しております。
0:18:32	変更。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:34	になるところを赤色で示しております、
0:18:40	No.1No.2No.3、
0:18:45	No.4 につきましては、現行の局舎等に、もうほとんど機械場所に設置をしています。
0:18:54	ベースがモニタリングステーション、モニタリングポストNo.5 につきましては、20 メーター50 メーター離れた場所で場所を落とすという計画をしておりますが、 発電所を中心とした8 方位の方角については、今回店舗終わって、
0:19:12	行わないということをしております。
0:19:17	これを踏まえまして、通しページの
0:19:21	8 ページをご覧ください。
0:19:27	今後この8 ページに記載しておりますのが保安規定に期待しております。そう いう目になります。今回保安規定の図面がどのように店舗稲場ということ、こ のページで御説明をさせていただきます。
0:19:43	原稿が青色で記載した場所変更後が、
0:19:49	赤色で変更した場所になります。
0:19:52	まず、アルファベットでDと書いたところですが、こちらがモニタリングポストを 示しております、ナンバーをモニタリングポストの場所になります。この青色 の場所から赤色の場所に行き、若干場所を移動します。
0:20:11	青色の場所というところが、
0:20:14	SA対策で° 堰堤という土石流を堰止める、ダムみたいなものが設置されまし たので、今回こちらに車両で接近することが可能になりました。で、人で、骨機 材を持ち込んで接近すると。
0:20:33	ということで、ちょっとアクセス性保守性が終わるか悪くなったということで、赤色 の斜面を平地にした場所がございまして、こちらの場所にいい場所を若干移 設するというものです。
0:20:49	続きまして、ずっと書いたところが、モニタリングステーションになりまして、
0:20:55	こちら山そのために、現在設定されておまして、道路から直接アクセスでき ない場所になっております。ナンバー5 と同様、当方でアクセスするような場所 になっておりますので、こちらも
0:21:13	作業性、アクセス性を向上を目的に道路挟んだ向かい側の駐車場の位置に 設置場所を移設する計画でございます。
0:21:26	あわせましてバックの印をして物がモニターポイントになりまして、これが先ほ ど説明させていただきました積算線量計の設置位置になりますが、こちらもモ ニタリングステーションと51 と同様の位置に測定すると。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:43	しておりますので、今回、モニタリングステーションの異動に伴いまして、モニターポイントも同じ場所に移動するというのが今回の保安規定の
0:21:54	変更の内容になります。
0:22:02	続きまして、
0:22:04	通しページ 12 ページの法令今回このような変更を実施する上で、許認可上の変更が必要ないのかといったところをここで説明した参考資料で説明をさせていただきます。
0:22:20	先ほど説明させていただきました積算線量計と今回説明しておりますモニタリングポスト等の設備更新の規定。
0:22:31	二つの事項につきまして、原子炉に
0:22:35	とか、申請書及び設計及び工事計画認可申請書、この二つの許認可につきまして、両方とも。
0:22:47	本文の記載の変更はございませんので、ともに許認可の申請は不要と考えております。
0:22:56	ただし、添付書類の記載や、図面の設置場所の店舗っていうのはありますので、こちらにつきましては、今後行います。変更に合わせて、見直しを図っていこうと。
0:23:12	そう考えております。
0:23:16	はい。
0:23:18	以上がモニタリングポスト等の設備更新の御説明となります。
0:23:26	それでは引き続きまして、申請書の御説明をしたいと思います。関西電力チェック原子力事業破断流です。
0:23:34	申請書の御説明をさせていただきます。
0:23:41	関西の部分でございますので、先ほどの大飯発電所の審査資料の通しページ 6 を伝えまして、各サイトの変更内容振り返りを行いながら、御説明したいと話して通しページの 6 をご覧ください。
0:23:59	はい。
0:24:02	私たちのこの申請理由のところですけども、(1)で期待しております。経営変更積算線量計につきましては、と美浜と高浜と大飯発電所 3 サイトで実施するものです。
0:24:17	美浜と大飯発電所につきましては、運転の廃炉側が記載がありますので、第 1 編の運転の場合とダイヘンが廃炉が両方の変更を行うものです。
0:24:30	あとは回れとすべて運転炉となりますのでえ等についての側のみの変更となっております。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:37	次に(2)で記載しております。コンポへとモニタリングポスト等の変更ですけれども、これは大飯発電所のみの変更となります。
0:24:46	親提訴はちょっと先ほど御説明した通り、第1点大変運転炉が廃炉側がありますので、その両方について変更して出します。
0:24:56	また、ここには出席としては記載していないんですけれども、美浜1相当多い発電所では落ちて一部記載の適正化も実施いたします。
0:25:06	高浜につきましては、現在審査していただいております。高浜12号の新規制基準適合の申請の補正申請してその適正化を入れ込んで申請しておりますので、
0:25:21	実施しております。
0:25:26	それでは、申請書の御説明入るんですけれども、今ほど御説明しました。三つがすべて網羅されております大飯発電所の申請書を使用して御説明したいと思いますので、きちっと資料①-3、大飯発電所の変更認可申請書をご覧ください。
0:25:48	お願いします。
0:25:50	はい。
0:25:53	資料1-3ですけれども、頭に2ページ目をご覧ください。
0:26:02	2ページ目と3ページ目に、本当の理由を記載しております。
0:26:07	変更する理由は、今ほど御説明した遠いけど環境汚染積算線量計とモニタリングポストの方、あと、最後の適正化となっています。
0:26:20	続きまして等通しページの5ページをお願いします。
0:26:30	5ページは、第105条の2となりまして、
0:26:36	ここは期待している要望なんですけれども、層面汚染密度という用語に記載の適正化を行います。
0:26:46	次へと、通しページ6をお願いします。
0:26:51	第105条の規定と
0:26:55	4ですけれども、
0:26:57	ここは新検査制度の導入に係る養護としまして、設計及び工事計画変更認可申請書を正しいですので、この通りへの記載の適正化を図るです。
0:27:12	それにノステージ7をお願いします。
0:27:21	第119条の通信119となります。
0:27:26	この図につきましては、硫の欄に記載しました二つの変更を反映しております。
0:27:34	一つはモニタリングポスト等の変更になるんですけれども、変更箇所ですけれども、図の真ん中ほどに赤囲みしている。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:44	出しております。②Tを期待したもの、②Sと記載したものを丸にバツと記載したものの各1につきまして、現行の位置にへ移動させて移動いたします。
0:27:56	二つ目は、右下の凡例に記載しているマルにバツの絵で示しておりますポイントポイントなんですけれども、この用語液単性によって移行いたします。
0:28:10	KKとして8ページをお願いします。
0:28:18	第120条の120となります。
0:28:23	ここは継続の種類が一番下となります。積算線量計測定装置と書いてあります。あと、右端の数量A1台としてございます。この記載につきまして、変更後は、
0:28:39	積算線量計、あとそれから数量は一式というふうな形に変更いたします。
0:28:47	それに伴いまして、駐車場ほど生ゴーできたりしております。
0:28:54	そこですけれども、担保提供者の用計測器は的なところへの適正化をします。
0:29:02	今チェックするというイメージをお願いします。
0:29:08	9ページからは、今ほど御説明した事項と同じ内容の変更が第2言語としてと廃炉側の検討ととらえてますので、
0:29:19	御説明1月と重複しますので、詳細の説明は割愛させていただきます。
0:29:28	気づきまして、審査資料のほうの御説明をさせていただきます。
0:29:34	同じく同じじゃないですけど、大飯発電所の審査資料、資料②-3を
0:29:41	ご覧ください。
0:29:53	次、
0:29:54	②-3の通しページ20ページをご覧ください。
0:30:02	はい、お願いします。
0:30:06	保安規定の変更認可申請におきまして、毎回抽出している資料となりますので、どこがポイントについて御説明させていただきます。
0:30:16	本件の申請に当たりまして、審査基準に直接関係する場所として黄色ハッチングした。
0:30:23	箇所となります。
0:30:26	ちっぽけする箇所としましては、憶測92条第1項第11号のうち、審査基準の4ポツ目。
0:30:36	及びちょっと詰めが該当すると考えておりますんで、保安規定はそれぞれ第119条及び第105条の4が該当すると考えております。
0:30:50	同じページが一番下なんですけども。
0:30:53	／。
0:30:55	はい。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:30:57	独特の第 92 条第 1 項第十二号なんですけれども、そのうちへと審査基準の 1 ポツ目につきまして、と直接関係するということで保安規定の第 120 錠が台東するとしてます。
0:31:13	投資の 21 ページになります。
0:31:16	はい。
0:31:18	炉規則の第 92 条の第 1 項第 14 号のうち 3 ポツ目。
0:31:24	直接に該当しますので、保安規定は第 105 条に
0:31:28	だからどうします。
0:31:31	また、この次のページから割と特に変更がなくし、
0:31:37	例えば 25 ページから減るんですけども、こちらは第 2 編が記載となりますので、第 1 点側湿地に関連して変更するということを得られますので、少し説明は過怠させていただきます。
0:31:53	以上がそのへと主要な変更対象項目となるんですけども、実際、保安規定にて等変更しますのは担保していた 33 ページ以降で出しております。
0:32:15	33 ページですけども、
0:32:19	土地代に関連する実用炉則でその地層右側ねと、保安規定の審査基準のお伝えをしております真ん中ほどaと保安規定の抽出できないと、あと記載の考え方、あと一番右初めは社内規定文書に位置してきた人います。
0:32:37	ええと、先ほど御説明しました。実用炉規則及び保安規定の審査基準なんですけれども、そこと関連する保安規定の条文につきまして、今回変更するポンチ絵内容を記載しております。
0:32:51	ええとええと今へと架台出る審査基準とかってと保安規定の記載内容に当規制をしていると配当してその内容につきまして保安規定としさ社内標準に確実に入って、
0:33:07	いうふうになっております。
0:33:11	いやきっと安定の変更内容ですけども、これは先ほど鉄塔申請書のほうで御説明したものと同一となりますので、当てさせていただきます。
0:33:25	ちょっと定常と思うんですけども、次は設置変更許可から保安規定の記載内容の御説明をさせていただきますし、
0:33:34	同じページの通しページ 42 からとなります。
0:33:43	こちら保安規定の変更認可申請におきまして体系と提出させていただいてる資料河合なりますので、ポイントについて御説明させていただきます。
0:33:52	通しページの 47 をご覧ください。
0:34:03	今回の保安規定の変更に関しまして、設置許可申請書の本文の変更はございません。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:10	だから、本店の変更事項に関する設置許可を
0:34:15	店舗白いほうは一部変更がございますので、その分ではないと先ほど御説明した通りです。
0:34:22	この今回のところの規定の変更に係る
0:34:28	内容に関連する設置許可本文を一番左、その隣に添付書類について記載してございます。
0:34:36	で、今回は沈降する根底の内容と整合していることを示しております。
0:34:43	で、47 ページにつきましては、設置許可本文の 9 号。
0:34:48	あと添付書類の規模といたしております、保安規定及び社内標準で定めるべき運用ヨーロッパ級の箇所、青字赤線で示しております。
0:34:59	添付書類近傍側には従前の大になります。熱平行線料金を定期的にし捨てて線量読み取ること以上に測定するというふうな従前の記載がございますので、先ほど御説明した通り、
0:35:14	今後の設置許可申請に合わせて適切に適正化することとございます。
0:35:22	その右側保安規定の変更内容につきましては、ちょっと今ほど御説明した内容と同じになりますので、与えさせていただきます。
0:35:30	次、当初 48 ページをご覧ください。
0:35:44	こちらは設置許可に記載しております。第 3 ポツ 1 ポツ 1 表
0:35:51	分館放射線量等の監視設備を記載しております。
0:35:58	保安規定につきましては、第 120 錠 A 社来ております、その内容が整合していることを示している資料となります。
0:36:07	これなんですけれども、隻とか幅に記載しております。第 3 ポツ 1 ポツ 1 条なんですけれども、これは大飯発電所 34 号の資料となるのでしたらけれどもえという、
0:36:22	適切ではない。富山側の資料が設定してございますので、申し訳ありませんが、時ご提出となるのですけれども、東京支社経由で適正化して再提示させていただきたいと思っております。
0:36:37	はい、わかりページ
0:36:41	はい、ホームページ等の違いにつきましても設置許可記載事項と／契約者事項が整合していることを示しております。
0:36:50	御説明は以上となりますと、
0:37:01	御説明ありがとうございましたじゃあこちらから幾つかはちょっと質問させていただきまして、それと今回の申請、3 層、発電所の保安規定の変更認可なんですけれども発生ちゃんサクライっていうので。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:37:18	二つあって、環境放射能用計測器の設備更新方法の変更というの美浜高浜大飯とモニタリングポストとかの設備更新に伴い変更が多いであるということで、やっぱり目にちょっと私のほうから環境放射能の継続。
0:37:37	DBの設備更新に伴う変更の方で何点か質問させていただきます。
0:37:45	御説明
0:37:48	で使われたら、2-3の資料なんですけど通しページ6ページのメンテナンス性向上等の観点であった点から積算線量計に設備更新するという記載があるのですが、補足説明にもありました通り
0:38:04	通しページ7ページにある。
0:38:07	なお、変更前の熱携行線量計っていうのは回収と配布っていうのは何色でゼロリセットするっていう熱処理がかかるので、そこら辺の手間が省けるの積算線量計にせえ等を変更したいっていうのはメンテナンス性向上。
0:38:25	っていう点では
0:38:28	ます。
0:38:29	デモが手間が省けるというのも変ですけど、その改修とか配布をしなくても済むというところに当てはまるんですよ。
0:38:42	関西電力原子力事業本部の金森です。
0:38:47	おっしゃる通り省力化できるということと、あと等へと製造中止でもう
0:38:55	保守メンテのアフターサービスが受けられないということもございますので、そういう面も含めて、メンテナンス性という言葉でちょっと整理させていただいております。以上です。
0:39:09	はい、わかりましたって今製造中止に伴う
0:39:14	じゃなくても他の
0:39:16	測定値
0:39:25	はい。
0:39:29	関西電力原子力事業本部の金森です。内電子線量計につきましては、
0:39:40	福井県の当社以外で日本原電さんが先行でもうすでに採用しているという実績がございまして、そこで特には問題なく使われているということと、あと他にもかわらず線量計というものもございましてこれにつきましても熱携行線量計
0:40:00	同じ部農地将来製造まだ線量計のほうは製造中止にはなっており、いないんですけども、先がちょっと見えているような情報も確認しましたので、
0:40:17	現在の線量計を図る上で何が適切かという、日本原電で採用している電子線量計が一番今後の測定に対して現実的かなということで採用を
0:40:32	判断しているところでございます。以上です。
0:40:38	はい。ご説明ありがとうございました。あともう積算線量計に対しては、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:40:44	通しページのほう 14 ページで、
0:40:51	下のほうで積算線量計の構成については周辺環境としてマイナス 10° から 50° で使用可能な設計であるんですが、確認されてると思いますけれども、美浜とか高浜とか大飯ではマイナス 10° から
0:41:07	最低気温とか最高気温というのは、これはクリアしているってということですよ ね。
0:41:15	関西電力原子力事業本部の金森です。基本的にその温度範囲内で十分満足 できるような美浜高浜大飯の環境であるということは確認をしております。以 上です。
0:41:38	規制庁ツカベですが 1 点積算線量計とかモニタリングの機材の関係で、
0:41:46	補正の日程のような話が別途あると思うんですが、今回使われるものって いうのは、そういう特定の認定を受けたものを使われる。
0:41:59	予定なんでしょうか。
0:42:08	はい。
0:42:11	もう 1 点。
0:42:12	うん。
0:42:15	うん。
0:42:18	委員長さん。
0:42:23	結局、
0:42:25	関西電力原子力事業本部の金森です。認定といいますか到底定期的に構成 等を測定器につきましたは年 1 回の点検校正等やりましてそこで性能確認す るということで担保がとれると考えております。以上です。
0:42:45	生徒ツカベすいません私はあまり詳しくないんですけどその先ほど言われたよ うに、
0:42:51	トレーサビリティがとれているものを使うというのが大前提になってると思 うので、じゃあそれは毎年構成して使いますということですね。わかりました。
0:43:17	規制庁サクライs次にモニタリングポスト等の設備更新に伴う変更のほうでち よっと
0:43:25	質問を何点かないと思うのですが、通しページ 8 ページは 2-3 の資料の通し ページ 8 ページで、
0:43:35	大飯の差を作って場所変更ってところが青から赤に見えるところなんです けど御説明の中で 20m から 50m っておっしゃっていたんですけどそんなに具 体的に
0:43:50	それが 25 から 50 になるんですか。
0:43:55	図から見たら、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:43:58	はい。
0:44:00	doから関西電力大飯発電所の福田です。まず 20 メートルと言ってるのがSで示してますモニタリングステーション、これ図面で見ますとちょっと距離があるように見えるんですが、道をもう挟んで、すぐのところでございます、こちらが20mとなります。
0:44:19	50 メートルというところがDtで示しております。No.のモニタリングポスト、こちらが約 50mほど離れた場所に
0:44:31	どうするということになります。以上です。
0:44:36	モニターのほうに 10m
0:44:39	すいませんばってんのか。
0:44:43	はい、バッテンのモニターポイントも同じく 20 メートル打つ。
0:44:48	はい。以上です。
0:44:51	御説明中で、
0:44:54	アクセス。
0:44:58	社長。
0:45:01	もともとある場所からの銀行ってところ。
0:45:04	に設置するけれどし、
0:45:07	作業性の観点からっていうご説明あったんですけど、
0:45:11	ちょっともう 1 回お聞きしたいのが柏量で設計することが難しいっていうのがSA対策のものをどこかに置いたからっていうご説明があったんですけど、もう一度聞いてもいいですか。
0:45:27	はい。多い発電、関西電力大飯発電所の福永です。まずPdで囲っております。Pのところのモニターポストでございますが、こちらやます鍵になっております。川が流れております。
0:45:44	今回SAで。
0:45:46	新規制基準の大変評価の中で、こちらの家マストの方からの土石流が 34 号側に流れた場合、アクセス道路を遮断したりするということで、この土石流がアクセス道路にかからないように、
0:46:04	堂園庭というダムがこの
0:46:08	AOP、
0:46:09	というの所到底、ちょっと見にくいんですけどその右側に道が走ってまして、その間に° 堰堤というダムがされました。
0:46:24	そのダムはダムの設置に伴いまして、従来の道の方からモニタリングポストまで車両で接近できる道路がございましたが、この工事° 堰堤をつくる工事でこの道路が、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:46:40	なくなりましたと、もうすべてダムで堰止められました。この団体のモニタリングポストにアクセスするには、そのダムが約 10 メーターから 15 メーターの高さがございまして、これを不定当方で階段で上りまして、
0:46:57	そのダムの内側A土が収納できるように、大きな空洞が設けられてまして、この空洞をの縁をぐるっと回る形でモニタリングポストにアクセスしないといけないということで、
0:47:13	裁断うまくまたグループ外山層回るという、約 100 メーターほど歩いていかないといけないんですが、そういうことで、点検する際、
0:47:26	階段上るまた安くみやま層歩くということと、あと定期点検の退避場所のトレーサビリティが取れた計器等を持ち込むのにその人がぜひ持ってお餅運ばないといけないかといったような人作業性の悪さと。
0:47:44	というのがございまして、今回、場所は
0:47:48	建家新しいいい設備を設ける際、測定器を収納する。
0:47:54	建物を今回新しく建てるということだったんでしたので、そのアクセス性のよい場所を選定したということです。
0:48:06	dsで書いたモニタリングステーションというところは従来の大飯発電所 12 号機か建設されていたトークときは、この道道沿いに設置されていた状況でございます。
0:48:22	ベースが 34 号の増設に伴いまして、この低悪だの構内に入ってくる道路の改造工事に伴いまして、モニタリングステーションが道路にはではなくなりまして、ちょっとどこでやめますとおり、独立した状態となりました。
0:48:41	それに伴いまして、アクセスするためには、また別の構内側から別の系統到底等で、今 100 メーターほど歩いていかないといけないと悪さかげんについてはNo.5と同様なちょっと作業性アクセス性の悪さというのがございまして、
0:48:59	今回、建物取引という形で空きスペースエア作業性場所へ場所を移したというものでございます。以上です。
0:49:14	アクセス性の山が現状のそのアクセス性の悪さっていうのを御説明会社わかりましたありがとうございます。
0:49:36	すいません生協のツカベです。ちょっと確認したいんですけど、今回そのモニターポイントというのは引き続き
0:49:44	事業者さんとしては使われる用語。
0:49:47	取り返していいでしょうか。
0:49:58	というのも今回規定がで図面上消しているの、
0:50:02	そのように提案を使わなくていいのかということでしょうか。ことです。
0:50:17	関西電力原子力事業本部の金森です。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:50:22	モニターポイントという
0:50:27	言い方につきましては、
0:50:31	保安規定の変更申請する図の中ではともに図の
0:50:37	場所を示すところに示しているモニターポイントにつきましては積算線量計とい う
0:50:45	ことで変更はすることとなります。ただしモニターポイントという言い方についま してはこれは積算線量を測定する、一般的な言い方として、福井県の
0:51:05	環境放射能の測定技術会議等で使われてることもございまして、
0:51:12	必要につきましては継続する形になると思います。以上です。
0:51:18	はい、規制庁、
0:51:21	そういう意味でその済み。
0:51:24	って言っているのかなということと後はそれと関連して、
0:51:30	保安規定が表で言うと、
0:51:34	もともとモニタやポイントといった言葉はなくて、
0:51:37	ここで関さん。
0:51:40	線量計測定早期っていうのはどちらかというと
0:51:43	継続するほうの設備が一度やりますというのを御説明して行って、今回はそこ を積算線量計意識と書かれていて、
0:51:54	電子式と五つ書く。
0:51:56	サイトでは三つであったり五つであったりとかになると思うんですけどそのポイ ントの関係とあと台数の書き方、
0:52:06	が、
0:52:08	どういう考えでこう書かれているのかが、
0:52:11	若干整合してないんだと思うんですが、
0:52:14	ここを意識といった書かれた理由は何なんでしょうか。
0:52:21	関西電力原子力事業本部の金森です。
0:52:25	現状の積算線量測定装置G
0:52:30	1台というものにつきましては、
0:52:35	えっとねつけ高線量計措置を読み取る読み取り装置のことを指しておりまし て、それを1台と表現しております。今後は
0:52:49	特性と読み取引というものが撤退として特設読み取ることができますので、そ れらを含めて一式という表現に今しております。従来であれば、測定器等読取 器というものが別々にございまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:53:08	そのうちの読取機のことを指しておりますそれを1台という表現でしたが、今後電子線量計なり、なった場合につきましては、測定器と読取機っていうのは一体化するというので、それらを含めて、湿式という表現でちょっと
0:53:26	まとめて
0:53:28	地域としております。以上です。
0:53:32	はい、規制庁つかめる進め
0:53:35	同じ表見ると、そのモニタリングポストとか、モニタリングステーションについては、ちゃんと台数を書かれているのに対して、
0:53:45	意識になってしまった。
0:53:48	ているので、
0:53:50	ちょっとその、
0:53:53	考え方でと施設、それがいいのか。
0:53:56	あと図面との比べたときに、
0:54:00	明らかに御とか3つっていうのがわかるものに対して、
0:54:04	意識って書くのが、
0:54:07	本当にいいのかなというふうに思ったので事業者さんとしてどう考えんなったかというのを聞いた次第です。
0:54:21	すいませんポストつつ、次の質問なんですけど、今回
0:54:26	当たっかの発電所との共用を外しているかと思うんですが、
0:54:33	これは、特段その
0:54:35	環境放射能の定期的に報告されたらとってると思うんですけど、この共用外しても、そのほかの仕組みとは、
0:54:44	には影響を与えないという理解でよろしいですか。
0:55:01	考え耐力原子力事業本部の金森です。注釈を外しても問題なく説明できるものと考えております。
0:55:12	大きな
0:55:13	これは読取器というものが美浜高浜大飯で1台で共用という扱いでございました。それで、今後は読み取り値はしてなくなって、電子線量計自体で測定器読み取り、
0:55:33	ということができることから、時秒となりまして、共用ということを外しても問題なくなります。
0:55:44	読み取り装置自体が1台ございましてこれを美浜高浜大飯で共用で使ってたという現状だったものを今後は外すということになることとさせていただきます。以上です。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:55:59	はい規制庁ツカベですから、私はのでデータをそのものを公表してるのかと思 ったら、
0:56:05	測定装置を共用してるということですね、具体的に自治体はどこか特定のサイ トにあるということですか。
0:56:16	関西電力原子力事業本部の金森です。所則読み取り装置の1台につきまし ては、原子力事業の環境放射能モニタリングする環境放射能モニタリングセン ターというあの発電所とはまた別のコアの郊外の施設。
0:56:33	色んところで持っている設備でございます。
0:56:38	はい、水道ツカベでしょ。わかりました。
0:57:18	エンチョーサクライです。
0:57:20	こちらからの質問は以上になりません。関西電力から審査資料とか申請
0:57:31	についてみるとかになるか。
0:57:34	説明することがないってことがあれば、
0:57:42	関西電力原子力事業本部の萩谷です。
0:57:46	こちらから特にございません。
0:57:49	はい。
0:57:50	引き続き、ヒアリングをやりたいことはありません。ありがとうございました。
0:57:57	ありがとうございます。そう。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。